# 随意契約理由書

契約内容	件名等		(契約番号) 4302000172		
			旧避難指示区域河川除草業務委託		
	履行場所		南相馬市小高区東町三丁目地内外		
	種	類	業務委託		
			河川除草 L=3,000m		
廿	概	要	二級河川 2河川L=3,000m		
相	名	称	南相馬市復興事業協同組合		
手	代 表	き者	理事長 石川俊幸		
方	所 在	地	福島県南相馬市原町区錦町一丁目25番地		
	地方自治	台法施行	令第167条の2第1項		
	■2号	その性	質又は目的が競争入札に適さないもの		
	□3号	障害者	施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福		
根		祉団体:	からの役務の提供を受ける契約		
拠	□4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ				
規	□5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき				
定	□6号 競争入札に付することが不利と認められるとき				
	□7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき				
	□8号	競争入	札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき		
	□9号	落札者:	が契約を締結しないとき		
	【具体的	りに記入	すること】		
随	本委託	とは、主	に旧避難指示区域内の河川除草を行うものであり、現在作業員の確保が困		
意	難な中で	で、南相.	馬市復興事業協同組合には31社が加入し作業員の確保ができること、ま		
契	た、市内	7全域の	河川状況を把握しており、市からの業務に充分対応できることなど、本業		
約	務を遂行	fできる	のは上記組合のみであるため随意契約とする。		
理					
由					
$\mathcal{O}$					
説					
明					
工事	工事等担当課名 〔 土木課     〕				

# 随意契約理由書

	件名等	(契約番号) 430200173			
契	什 石 守	農業用水利施設等除草(小高区)業務委託			
关約       内	履行場所	南相馬市小高区区内一円地内			
	種 類	業務委託			
容		草刈業務 A=302, 206 m²			
4	概要	農道 164 路線 A=227,886 m²			
		農業用用排水施設 174 地区 A=74,320 m²			
相	名 称	南相馬市復興事業協同組合			
手	代表者	理事長 石川俊幸			
方	所 在 地	福島県南相馬市原町区錦町一丁目25番地			
	地方自治法施行	令第167条の2第1項			
	■2号 その性	質又は目的が競争入札に適さないもの			
	□3号 障害者	施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福			
根	祉団体からの役務の提供を受ける契約				
拠	□ 4 号 新規事	業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ			
規	□5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき				
定	□6号 競争入札に付することが不利と認められるとき				
	□7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき				
	□8号 競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき				
	□9号 落札者	が契約を締結しないとき			
		に機械による農道等の除草を行うものであり、現在作業員の確保が困難な			
	中で、南相馬市	復興事業協同組合には31社が加入し作業員の確保ができること、また、			
随	市内全域の農道	等状況を把握しており、市からの業務に充分対応できることなど、本業務			
意	を遂行できるの	は上記組合のみであるため随意契約とする。			
契					
約					
理					
由					
Ø) ⇒×					
説					
明					
T 1					
上事	工事等担当課名 〔小高区産業建設課     〕    〕				

# 随意契約理由書

世 名 等					
関所・応盛石仏復旧覆屋実施設計業務	約内	14 to 14t	(契約番号) 430200188		
# 日和馬市小高区系状子門弥陀堂現内地内 種 類 業務委託  お		什 名 寺	阿弥陀堂石仏復旧覆屋実施設計業務		
大田		履行場所	南相馬市小高区泉沢字阿弥陀堂境内地内		
概要 破損した阿弥陀堂石仏の覆屋(保存施設)を復旧するための実施設計を行う。 A ≒26 ㎡ 石仏覆屋  相名 称 有限会社 歴史環境研究所 手 代表者 代表取締役 菅野 進 方 所在 地 埼玉県白岡市小久喜873-2 地方自治法施行令第167条の2第1項 ☑2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの □3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約 拠□4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ □5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき □6号 競争入札に付することが不利と認められるとき □7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき □8号 競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき □9号 落札者が契約を締結しないとき 【具体的に記入すること】 上記業者は、阿弥陀堂石仏と同質で一連の磨崖仏である国史跡観音堂石仏の東日本大震災に伴う覆屋の復旧にかかる実施設計を、大悲山石仏保存整備指導委員会の指導の下で実施した実績があることに加え、薬師堂・観音堂・阿弥陀堂の3石仏の長期的な保護治田の計画を定めた保存活用計画の素案作成に実績のある業者である。本業務委託で設計する建築物は、文化財の保存を目的とした特殊建築物であり、文化財の性質を踏まえ、現地の諸条件に即して設計を行う必要がある。当該文化財の性質や現地の諸条件に精通し、その特性や保護に関わる計画を踏まえた適切な保存施設の設計が可能な業者は、上記業者のみであることから、随意契約するものである。		種 類	業務委託		
### ### ### ### ### ### ### ### ### ##		概  要	破損した阿弥陀堂石仏の覆屋(保存施設)を復旧するための実施設計を行		
方 所在地 埼玉県白岡市小久喜873−2 地方自治法施行令第167条の2第1項  ②2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの □3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約 四4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ □5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき □6号 競争入札に付することが不利と認められるとき □7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき □8号 競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき □9号 落札者が契約を締結しないとき 【具体的に記入すること】 上記業者は、阿弥陀堂石仏と同質で一連の磨崖仏である国史跡観音堂石仏の東日本大震災に伴う覆屋の復旧にかかる実施設計を、大悲山石仏保存整備指導委員会の指導の下で実施した実績があることに加え、薬師堂・観音堂・阿弥陀堂の3石仏の長期的な保護活用の計画を定めた保存活用計画の素案作成に実績のある業者である。 本業務委託で設計する建築物は、文化財の保存を目的とした特殊建築物であり、文化財の性質を踏まえ、現地の諸条件に即して設計を行う必要がある。当該文化財の性質や現地の諸条件に精通し、その特性や保護に関わる計画を踏まえた適切な保存施設の設計が可能な業者は、上記業者のみであることから、随意契約するものである。	相	名 称	有限会社 歴史環境研究所		
地方自治法施行令第167条の2第1項  ☑2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの □3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約  拠 □4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ □5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき □6号 競争入札に付することが不利と認められるとき □7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき □9号 落札者が契約を締結しないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき □9号 落札者が契約を締結しないとき 【具体的に記入すること】 上記業者は、阿弥陀堂石仏と同質で一連の磨崖仏である国史跡観音堂石仏の東日本大震災に伴う覆屋の復旧にかかる実施設計を、大悲山石仏保存整備指導委員会の指導の下で実施した実績があることに加え、薬師堂・観音堂・阿弥陀堂の3石仏の長期的な保護活用の計画を定めた保存活用計画の素案作成に実績のある業者である。 本業務委託で設計する建築物は、文化財の保存を目的とした特殊建築物であり、文化財の性質を踏まえ、現地の諸条件に即して設計を行う必要がある。当該文化財の性質や現地の諸条件に精通し、その特性や保護に関わる計画を踏まえた適切な保存施設の設計が可能な業者は、上記業者のみであることから、随意契約するものである。	手	代表者	代表取締役 菅野 進		
□ 3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約 □ 4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ □ 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき □ 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき □ 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき □ 8号 競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき □ 9号 落札者が契約を締結しないとき 【具体的に記入すること】 上記業者は、阿弥陀堂石仏と同質で一連の磨崖仏である国史跡観音堂石仏の東日本大震災に伴う覆屋の復旧にかかる実施設計を、大悲山石仏保存整備指導委員会の指導の下で実施した実績があることに加え、薬師堂・観音堂・阿弥陀堂の3石仏の長期的な保護活用の計画を定めた保存活用計画の素案作成に実績のある業者である。 本業務委託で設計する建築物は、文化財の保存を目的とした特殊建築物であり、文化財の性質を踏まえ、現地の諸条件に即して設計を行う必要がある。当該文化財の性質や現地の諸条件に精通し、その特性や保護に関わる計画を踏まえた適切な保存施設の設計が可能な業者は、上記業者のみであることから、随意契約するものである。	方	所 在 地	埼玉県白岡市小久喜873-2		
□ 3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約 □ 4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ □ 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき □ 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき □ 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき □ 8号 競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき □ 9号 落札者が契約を締結しないとき 【具体的に記入すること】 上記業者は、阿弥陀堂石仏と同質で一連の磨崖仏である国史跡観音堂石仏の東日本大震災に伴う覆屋の復旧にかかる実施設計を、大悲山石仏保存整備指導委員会の指導の下で実施した実績があることに加え、薬師堂・観音堂・阿弥陀堂の3石仏の長期的な保護活用の計画を定めた保存活用計画の素案作成に実績のある業者である。 本業務委託で設計する建築物は、文化財の保存を目的とした特殊建築物であり、文化財の性質を踏まえ、現地の諸条件に即して設計を行う必要がある。当該文化財の性質や現地の諸条件に精通し、その特性や保護に関わる計画を踏まえた適切な保存施設の設計が可能な業者は、上記業者のみであることから、随意契約するものである。		地方自治法施行	令第167条の2第1項		
根  加□4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ □5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき □6号 競争入札に付することが不利と認められるとき □7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき □8号 競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき □9号 落札者が契約を締結しないとき 【具体的に記入すること】 上記業者は、阿弥陀堂石仏と同質で一連の磨崖仏である国史跡観音堂石仏の東日本大震災に伴う覆屋の復旧にかかる実施設計を、大悲山石仏保存整備指導委員会の指導の下で実施した実績があることに加え、薬師堂・観音堂・阿弥陀堂の3石仏の長期的な保護活用の計画を定めた保存活用計画の素案作成に実績のある業者である。 本業務委託で設計する建築物は、文化財の保存を目的とした特殊建築物であり、文化財の性質を踏まえ、現地の諸条件に即して設計を行う必要がある。当該文化財の性質や現地の諸条件に精通し、その特性や保護に関わる計画を踏まえた適切な保存施設の設計が可能な業者は、上記業者のみであることから、随意契約するものである。		☑2号 その性	質又は目的が競争入札に適さないもの		
世 □ 4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ □ 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき □ 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき □ 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき □ 8号 競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき □ 9号 落札者が契約を締結しないとき 【具体的に記入すること】 上記業者は、阿弥陀堂石仏と同質で一連の磨崖仏である国史跡観音堂石仏の東日本大震災に伴う覆屋の復旧にかかる実施設計を、大悲山石仏保存整備指導委員会の指導の下で実施した実績があることに加え、薬師堂・観音堂・阿弥陀堂の3石仏の長期的な保護活用の計画を定めた保存活用計画の素案作成に実績のある業者である。 本業務委託で設計する建築物は、文化財の保存を目的とした特殊建築物であり、文化財の性質を踏まえ、現地の諸条件に即して設計を行う必要がある。当該文化財の性質や現地の諸条件に精通し、その特性や保護に関わる計画を踏まえた適切な保存施設の設計が可能な業者は、上記業者のみであることから、随意契約するものである。		□3号 障害者	施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福		
<ul> <li>規定</li> <li>□6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</li> <li>□7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</li> <li>□8号 競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき</li> <li>□9号 落札者が契約を締結しないとき</li> <li>【具体的に記入すること】</li> <li>上記業者は、阿弥陀堂石仏と同質で一連の磨崖仏である国史跡観音堂石仏の東日本大震災に伴う覆屋の復旧にかかる実施設計を、大悲山石仏保存整備指導委員会の指導の下で実施した実績があることに加え、薬師堂・観音堂・阿弥陀堂の3石仏の長期的な保護活用の計画を定めた保存活用計画の素案作成に実績のある業者である。本業務委託で設計する建築物は、文化財の保存を目的とした特殊建築物であり、文化財の性質を踏まえ、現地の諸条件に即して設計を行う必要がある。当該文化財の性質や現地の諸条件に精通し、その特性や保護に関わる計画を踏まえた適切な保存施設の設計が可能な業者は、上記業者のみであることから、随意契約するものである。</li> </ul>	根	祉団体	からの役務の提供を受ける契約		
定 □ 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき □ 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき □ 8号 競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき □ 9号 落札者が契約を締結しないとき 【具体的に記入すること】 上記業者は、阿弥陀堂石仏と同質で一連の磨崖仏である国史跡観音堂石仏の東日本大震災に伴う覆屋の復旧にかかる実施設計を、大悲山石仏保存整備指導委員会の指導の下で実施した実績があることに加え、薬師堂・観音堂・阿弥陀堂の3石仏の長期的な保護活用の計画を定めた保存活用計画の素案作成に実績のある業者である。 本業務委託で設計する建築物は、文化財の保存を目的とした特殊建築物であり、文化財の性質を踏まえ、現地の諸条件に即して設計を行う必要がある。当該文化財の性質や現地の諸条件に精通し、その特性や保護に関わる計画を踏まえた適切な保存施設の設計が可能な業者は、上記業者のみであることから、随意契約するものである。	拠	□4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ			
□ 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき □ 8号 競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき □ 9号 落札者が契約を締結しないとき 【具体的に記入すること】 上記業者は、阿弥陀堂石仏と同質で一連の磨崖仏である国史跡観音堂石仏の東日本大震災に伴う覆屋の復旧にかかる実施設計を、大悲山石仏保存整備指導委員会の指導の下で実施した実績があることに加え、薬師堂・観音堂・阿弥陀堂の3石仏の長期的な保護活用の計画を定めた保存活用計画の素案作成に実績のある業者である。 本業務委託で設計する建築物は、文化財の保存を目的とした特殊建築物であり、文化財の性質を踏まえ、現地の諸条件に即して設計を行う必要がある。当該文化財の性質や現地の諸条件に精通し、その特性や保護に関わる計画を踏まえた適切な保存施設の設計が可能な業者は、上記業者のみであることから、随意契約するものである。	–	□5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき			
□8号 競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき □9号 落札者が契約を締結しないとき 【具体的に記入すること】 上記業者は、阿弥陀堂石仏と同質で一連の磨崖仏である国史跡観音堂石仏の東日本大震災に伴う覆屋の復旧にかかる実施設計を、大悲山石仏保存整備指導委員会の指導の下で実施した実績があることに加え、薬師堂・観音堂・阿弥陀堂の3石仏の長期的な保護活用の計画を定めた保存活用計画の素案作成に実績のある業者である。本業務委託で設計する建築物は、文化財の保存を目的とした特殊建築物であり、文化財の性質を踏まえ、現地の諸条件に即して設計を行う必要がある。当該文化財の性質や現地の諸条件に精通し、その特性や保護に関わる計画を踏まえた適切な保存施設の設計が可能な業者は、上記業者のみであることから、随意契約するものである。	定	□6号 競争入札に付することが不利と認められるとき			
□9号 落札者が契約を締結しないとき 【具体的に記入すること】 上記業者は、阿弥陀堂石仏と同質で一連の磨崖仏である国史跡観音堂石仏の東日本大震災に伴う覆屋の復旧にかかる実施設計を、大悲山石仏保存整備指導委員会の指導の下で実施した実績があることに加え、薬師堂・観音堂・阿弥陀堂の3石仏の長期的な保護活用の計画を定めた保存活用計画の素案作成に実績のある業者である。本業務委託で設計する建築物は、文化財の保存を目的とした特殊建築物であり、文化財の性質を踏まえ、現地の諸条件に即して設計を行う必要がある。当該文化財の性質や現地の諸条件に精通し、その特性や保護に関わる計画を踏まえた適切な保存施設の設計が可能な業者は、上記業者のみであることから、随意契約するものである。		□7号 時価に	比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき		
【具体的に記入すること】 上記業者は、阿弥陀堂石仏と同質で一連の磨崖仏である国史跡観音堂石仏の東日本大震災に伴う覆屋の復旧にかかる実施設計を、大悲山石仏保存整備指導委員会の指導の下で実施した実績があることに加え、薬師堂・観音堂・阿弥陀堂の3石仏の長期的な保護活用の計画を定めた保存活用計画の素案作成に実績のある業者である。本業務委託で設計する建築物は、文化財の保存を目的とした特殊建築物であり、文化財の性質を踏まえ、現地の諸条件に即して設計を行う必要がある。当該文化財の性質や現地の諸条件に精通し、その特性や保護に関わる計画を踏まえた適切な保存施設の設計が可能な業者は、上記業者のみであることから、随意契約するものである。					
上記業者は、阿弥陀堂石仏と同質で一連の磨崖仏である国史跡観音堂石仏の東日本大震災に伴う覆屋の復旧にかかる実施設計を、大悲山石仏保存整備指導委員会の指導の下で実施した実績があることに加え、薬師堂・観音堂・阿弥陀堂の3石仏の長期的な保護活用の計画を定めた保存活用計画の素案作成に実績のある業者である。本業務委託で設計する建築物は、文化財の保存を目的とした特殊建築物であり、文化財の性質を踏まえ、現地の諸条件に即して設計を行う必要がある。当該文化財の性質や現地の諸条件に精通し、その特性や保護に関わる計画を踏まえた適切な保存施設の設計が可能な業者は、上記業者のみであることから、随意契約するものである。					
工事等担当課名  〔文化財課       〕	意契約理由の説	【具体的に記入すること】 上記業者は、阿弥陀堂石仏と同質で一連の磨崖仏である国史跡観音堂石仏の東日本大 震災に伴う覆屋の復旧にかかる実施設計を、大悲山石仏保存整備指導委員会の指導の下 で実施した実績があることに加え、薬師堂・観音堂・阿弥陀堂の3石仏の長期的な保護 活用の計画を定めた保存活用計画の素案作成に実績のある業者である。 本業務委託で設計する建築物は、文化財の保存を目的とした特殊建築物であり、文化 財の性質を踏まえ、現地の諸条件に即して設計を行う必要がある。当該文化財の性質や 現地の諸条件に精通し、その特性や保護に関わる計画を踏まえた適切な保存施設の設計			
	工事	     事等担当課名 〔			

# 随意契約理由書

	件 名 等	(契約番号) 430200189			
契約内容	十 石 等	市道等除草業務委託			
	履行場所	南相馬市原町区小浜地内外			
	種 類	業務委託			
	概  要	草刈業務 (原町区 2 5 路線、小高区 8 0 路線) 延長 L = 145, 981.7 m 草刈 A = 801, 649.2 m <sup>2</sup>			
相	名 称	南相馬市復興事業協同組合			
手	代表者	理事長 石川俊幸			
方	所 在 地	福島県南相馬市原町区錦町一丁目25番地			
	地方自治法施行	令第167条の2第1項			
	■ 2号 その性	質又は目的が競争入札に適さないもの			
	□3号 障害者	施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福			
根	祉団体	からの役務の提供を受ける契約			
拠	□4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ				
規	□5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき				
定		札に付することが不利と認められるとき			
	□ 7 号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき				
		札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき			
		が契約を締結しないとき			
	【具体的に記入	すること】			
随意契約理由の説明	本委託は、主に機械による市道等の除草を行うものであり、現在作業員の確保が困難な中で、南相馬市復興事業協同組合には31社が加入し作業員の確保ができること、また、市内全域の市道等状況を把握しており、市からの業務に充分対応できることなど、本業務を遂行できるのは上記組合のみであるため随意契約とする。				
工事	事等担当課名 〔	土木課			

# 随意契約理由書

契約内容	14	(契約番号) 430200196	
	件名等	減圧弁保守点検業務委託	
	履行場所	南相馬市原町区深野字南長信田地内外	
	種 類	保守点検業務委託	
		減圧弁保守点検業務 一式	
容	概要	内部点検及び調整 3基	
		外部点検及び調整 13基	
相	名 称	株式会社森田鉄工所 東京営業支店	
手	代表者	支店長 奥村 一志	
方	所 在 地	東京都千代田区岩本町2丁目4番10号	
	地方自治法施行令第167条の2第1項		
	■ 2 号 その性	質又は目的が競争入札に適さないもの	
	□3号 障害者	施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福	
根	祉団体	からの役務の提供を受ける契約	
拠	□4号 新規事	業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
規	□5号 緊急の	必要により競争入札に付することができないとき	
定	□6号 競争入札に付することが不利と認められるとき		
	□7号 時価に	比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	□8号 競争入	札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき	
	□9号 落札者	が契約を締結しないとき	
	【具体的に記入	すること】	
	既存の機械(	減圧弁)については上記業者の製品であり、保守点検の実施にあたっては	
随	独自の技術力が	必要となるため、他の業者での実施は困難であることから、地方自治法施	
意	行令第167条	の2第1項第2号の規定により随意契約としたい。	
契			
約			
理			
由			
0			
説			
明			
工事	<u>                                       </u>		

# 随意契約理由書

	件名等	(契約番号) 4302000200		
契	件	仲町団地5号棟・6号棟電気設備改修実施設計業務委託		
約	履行場所	南相馬市原町区仲町三丁目 地内		
内	種 類	業務委託		
容		【実施設計業務】		
	   概 要	電気設備改修設計業務 一式		
	以 安	仲町団地5号棟 30戸		
		仲町団地6号棟 30戸		
相	名 称	(財)ふくしま市町村支援機構		
手	代表者	理事長 遠藤雄幸		
方	所 在 地	福島市中町7番17号(ふくしま中町会館)		
	地方自治法施行	令第167条の2第1項		
根	■2号 その性	質又は目的が競争入札に適さないもの		
	□3号 障害者	施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福		
拠	祉団体	からの役務の提供を受ける契約		
	□4号 新規事	業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ		
規	□5号 緊急の	必要により競争入札に付することができないとき		
	□6号 競争入	札に付することが不利と認められるとき		
定	□7号 時価に	比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき		
	□8号 競争入	札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき		
	□9号 落札者	が契約を締結しないとき		
随	【具体的に記入	.すること】		
意	今回の業務は	:、市営住宅の電気設備改修に係る設計業務委託であり、既存の施設・構造		
契	に精通している	必要があるため、本施設の設計者である上記業者と随意契約するもの。		
約				
理				
由				
<i>(</i> )				
説				
明				
I	工事等担当課名  〔  建築住宅課 〕			